

注意事項

- ①展示物、造作物の他、受付、誘導看板設置についても申請が必要です。
申請内容を確認の上、妥当と認める場合には利用の承認をします。
但し、施工中であっても、当センターが必要と認めた場合には内容の変更を命じることがあります。
- ②別紙にて設置物の詳細が記載された資料(構造・大きさ・用途・面積・養生方法等)及び設置場所を明記した図面を必ず添付してください。
- ③別紙にて設営から撤去までの作業スケジュールを添付してください。
電源・音響の使用がある場合、それらの使用時間も明記してください。
※共用部分の作業可能時間は展示館の作業時間に準じます。
※音響使用可能時間については調整が必要になる場合があります。
- ④共用部分等で電源を使用する場合、別紙電気設備工事届出書の提出が必要です。
- ⑤作業時にはカラーコーン等で作業スペースを仕切る、警備員配置を行うなど、来場者の安全な動線確保につとめてください。
- ⑥施工者(請負人等を含む)は、施設を滅失または損傷してはなりません。万一損傷したときは、速やかにその旨を当センターに届けて、その指示により補修し、または補修に必要な費用を支払わなければなりません。
- ⑦本届出内容を変更するときは、新たに当センターへ変更の内容を届け出てください。
- ⑧工事により発生する一切の廃材・がれき・塵芥・切削屑の廃棄物は、主催者の責任において完全に清掃・処理してください。
- ⑨撤去時は施設借受時間内に原状復帰を行ってください。
- ⑩次のような場合には施工が認められません。
 - ・他の展示会設営計画に著しい障害となり、調整がつかない場合
 - ・緊急車両動線、非常動線が十分に確保できず、安全・防災上不適切と判断した場合
 - ・施設防災設備(消火設備、非常口等)の利用に支障がある場合
 - ・施設設備(売店及びレストラン、インフォメーションセンター、ビジネスセンター、自動販売機、コインロッカー等)の営業に支障のある場合
 - ・施設看板、広告(ビジョン、デジタルサイネージを含む)を隠す場合
 - ・その他当センターが不適切と判断した場合
- ⑪前各号に違反したときは、工事の中止を命じることがあります。当センターから使用の取り消しを命じられたときは、速やかに撤去し、復旧してください。
- ⑫上記のほか、関係諸法規を遵守してください。